

令和7年度世界のウチナーネットワーク継承・発展事業 委託業務企画提案応募要領

沖縄県では「令和7年度世界のウチナーネットワーク継承・発展事業」を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 事業目的

世界各地につながるウチナーネットワーク（World Uchinanchu Network=WUN）の次世代への継承・発展を目的として、10月30日「世界のウチナーンチュの日」を中心に県内におけるイベント・広報活動等、持続可能なWUNの発展に向けた取組を実施する。

2 委託業務の内容

- (1) 内 容：「令和7年度世界のウチナーネットワーク継承・発展事業」委託仕様書を参照
- (2) 実施日：契約の日～令和8年（2026年）2月27日
- (3) 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約

3 契約期間

契約日～令和8年（2026年）2月27日

4 事業予算額

11,876,000円（税込）

なお、上記金額は、本事業の企画提案における上限額であり、実際の契約額ではない。

5 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
（地方自治法施行令第百六十七条の四）
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 国・地方公共団体・民間等のイベント等業務委託実績及びこれに係るノウハウを

有すること。

- (4) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には構成員のいずれかの法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (5) 本委託業務を実施するため、正・副2人以上の担当者を割り当て、英語でコミュニケーションが取れる者を1名以上配置するなど十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募すること。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)から(5)の要件を満たす者であること。
- (7) 法人税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

6 応募方法

以下の書類を8部作成し、令和7年6月11日(水)正午までに持参又は郵送(必着／配達記録が分かる方法に限る)で提出すること。なお押印が必要な書類は原本1部のみ押印するものとする。

- (1) 企画提案応募申請書：【様式1】
- (2) 会社概要表：【様式2】
- (3) 実績書：【様式3】
- (4) 企画提案書：任意様式
- (5) 積算書：【様式4】
- (6) 作業スケジュール表：任意様式
- (7) 執行体制：任意様式
- (8) 誓約書：様式6
- (9) 共同企業体協定書(共同企業体の場合のみ)：任意様式
※共同企業体の場合、「(2) 会社概要表」「(8) 誓約書」について、構成員毎に作成すること。
- (10) 提案者に関する資料(共同企業体の場合、構成員分全て)
 - ・定款又は寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)
 - ・直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類
 - ・直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類
 - ・履歴事項全部証明書

7 選考方法

1次審査として書類審査(資格・内容審査)を行い、応募者の中から3者程度を選定し、2次審査として県に設置する企画審査委員会においてプレゼンテーションを行い、委託業者を決定する。応募者が3者以下の場合、1次審査を通過した全応募者プ

レゼンテーションを行うこととする。

2次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

詳細は、1次審査選考結果の通知の際に連絡する。

審査においては、概ね以下の基準に基づき総合的に評価する。

- (1) 適合性（業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- (2) 実行性（確実かつ円滑託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- (3) 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- (4) 妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）
- (5) 総合評価

8 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本国及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成にかかる経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (4) 質問等については、公平性を期し、誤回答等を防ぐため、メールによる質問（別紙様式5による）のみ受け付ける。なお、質問者の会社・氏名等は公表しない。
- (5) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。
- (7) 受託決定後、受託者が免税事業者である場合には免税事業者届出書を提出すること。
- (8) 今回の公募は、委託契約候補者を選定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (9) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (10) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部について概算払請求を行うことができる。

9 スケジュール（予定）

(1) 質問受付期間	公告の日～令和7年5月30日(金)正午まで（必着）
(2) 企画提案書提出期限	令和7年6月11日(水)正午まで（必着）
(3) 一次審査結果通知日	令和7年6月13日(金)

(4) 委託業者選定委員会	令和 7 年 6 月 20 日 (金) 午後
(5) 優先交渉権者決定通知	令和 7 年 6 月下旬

10 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 5 階）

沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課 入部 千佳子

T E L : 098-866-2479 F A X : 098-866-2960

E-mail: nehachkk@pref.okinawa.lg.jp

〈沖縄県財務規則〉 ※ 8 その他留意事項関連

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、
契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その
全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。